

第44期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

- ・新株予約権等に関する事項
- ・内部統制システム整備の基本方針
- ・連結株主資本等変動計算書
- ・連結計算書類の連結注記表
- ・株主資本等変動計算書
- ・計算書類の個別注記表

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

株式会社良品計画

法令及び当社定款の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページに掲載することにより株主の皆様提供しております。

新株予約権等に関する事項

1. 当社役員が有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2022年8月31日現在）
- ・ 新株予約権の数 2,801個
 - 内452個、新株予約権1個につき1,000株（第2～18回新株予約権）
 - 内2,349個、新株予約権1個につき100株（第19～20回新株予約権、2021年有償新株予約権）
 - ・ 新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式686,900株
 - ・ 保有者 取締役（社外取締役を除く）

名称	発行決議日	保有人数 (名)	株数 (株)	権利行使期間	
				自	至
第2回新株予約権	2004年5月26日	2	14,000	2005年4月7日	2024年5月31日
第3回新株予約権	2005年5月25日	2	18,000	2005年6月15日	2025年5月31日
第4回新株予約権	2006年5月24日	1	7,000	2006年7月13日	2026年5月31日
第5回新株予約権	2006年5月24日	1	4,000	2006年7月13日	2026年5月31日
第6回新株予約権	2007年7月3日	2	13,000	2007年7月20日	2027年5月31日
第7回新株予約権	2008年7月2日	3	32,000	2008年7月18日	2028年5月31日
第8回新株予約権	2009年7月13日	3	48,000	2009年7月29日	2029年5月31日
第9回新株予約権	2010年7月9日	3	57,000	2010年7月27日	2030年5月31日
第10回新株予約権	2011年6月1日	3	57,000	2011年6月17日	2031年5月31日
第11回新株予約権	2012年6月13日	3	54,000	2012年6月29日	2032年5月31日
第12回新株予約権	2013年6月12日	4	34,000	2013年6月28日	2033年5月31日
第13回新株予約権	2014年6月4日	4	24,000	2014年6月20日	2034年5月31日
第14回新株予約権	2015年5月27日	5	19,000	2015年6月12日	2035年5月31日
第15回新株予約権	2016年6月8日	5	14,000	2016年6月24日	2046年5月31日
第16回新株予約権	2017年6月7日	5	14,000	2017年6月23日	2047年5月31日
第17回新株予約権	2018年6月6日	5	12,000	2018年6月22日	2048年5月31日
第18回新株予約権	2019年6月19日	6	31,000	2019年7月5日	2049年5月31日
第19回新株予約権	2020年6月24日	6	17,800	2020年7月10日	2050年5月31日
第20回新株予約権	2020年12月23日	6	24,900	2021年1月8日	2050年11月30日
2021年有償新株予約権	2021年12月22日	6	192,200	2024年12月1日	2026年1月18日

(注) 上記新株予約権の目的となる株式の数は、2019年9月1日付で実施された株式分割(1:10)後の数値を記載しております。

2. 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

- ・新株予約権の名称 2021年有償新株予約権
- ・発行決議の日 2021年12月22日
- ・交付対象者及び人数 当社執行役員 6名
- ・新株予約権の目的となる株式の種類及び数 普通株式 192,200株
- ・新株予約権の数 1,922個(新株予約権1個につき100株)
- ・権利行使期間 2024年12月1日から2026年1月18日まで
- ・権利行使時の払込金額(1株当たり) 1,755円
- ・新株予約権の行使の条件

1) 2022年8月期から2024年8月期までのいずれかの期において、下記(a)ないし(f)の各号に掲げる条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち当該各号に掲げる割合（以下、「行使可能割合」という。）を限度として行使することができる。また、2022年8月期から2024年8月期までの複数の期において、下記(a)ないし(f)の各号の条件のうち異なる条件を満たした場合には、各条件における行使可能割合のうち最も高いもののみが適用される。なお、計算の結果各新株予約権者の行使可能な本新株予約権の数に1個未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた数とする。

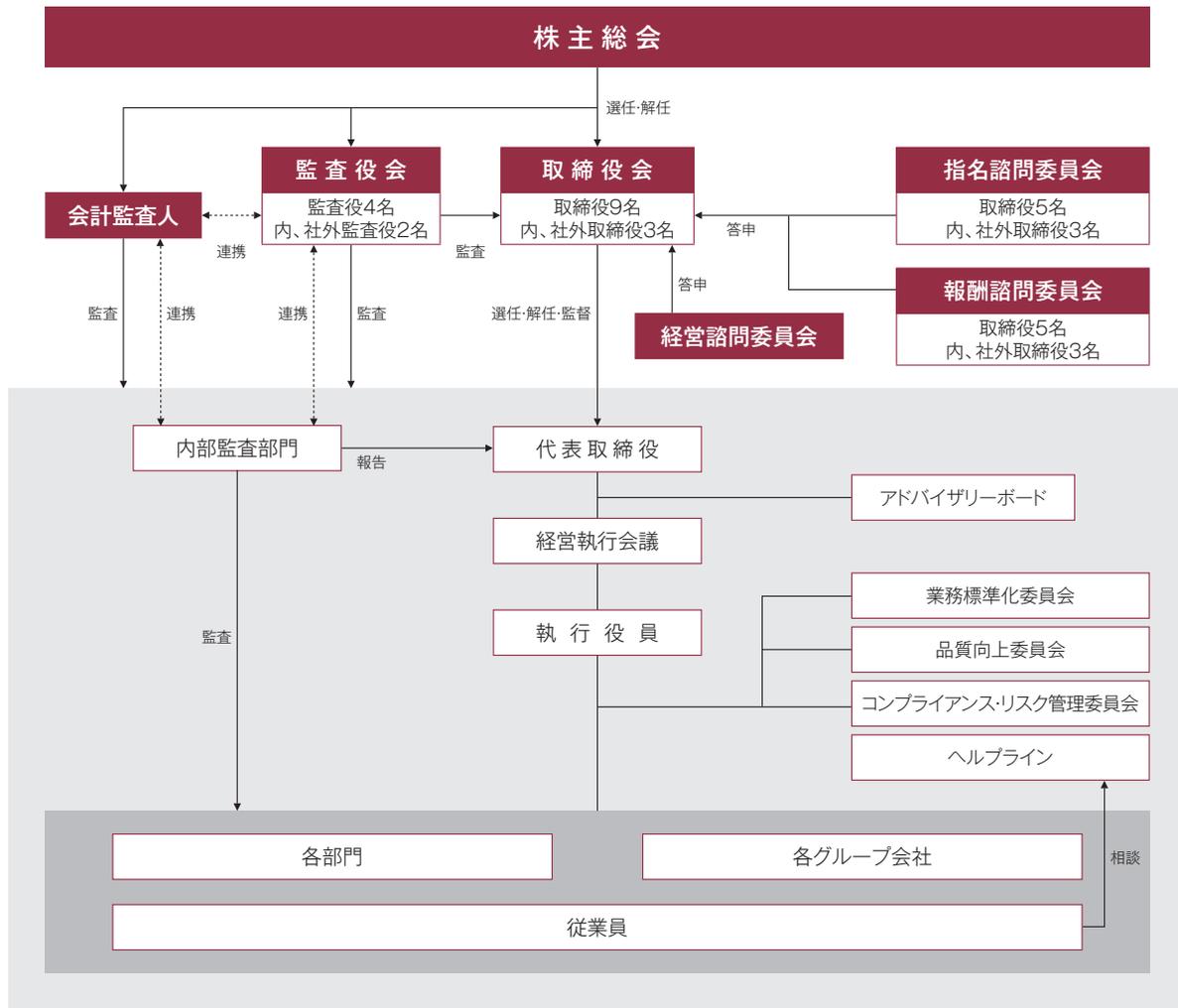
- (a) 総資産経常利益率（当社の連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合には損益計算書。以下同じ。）に記載された経常利益の額を当社の連結貸借対照表（連結貸借対照表を作成していない場合には貸借対照表。以下同じ。）に記載された総資産の額で除した数を100倍した数をいう。以下同じ。）および自己資本利益率（当社の連結損益計算書および連結貸借対照表から計算される一株当たり当期純利益の額を当社の連結貸借対照表から計算される一株当たりの純資産の額で除した数を100倍した数をいう。以下同じ。）のいずれも15%未満であり、かつ、営業利益（当社の連結損益計算書に記載された営業利益をいう。以下同じ。）が600億円以上である場合（(d)の場合を除く。）行使可能割合：40%
- (b) 総資産経常利益率または自己資本利益率のいずれか一方が15%以上であり、かつ、営業利益が600億円以上である場合（(e)の場合を除く。）行使可能割合：45%
- (c) 総資産経常利益率および自己資本利益率のいずれも15%以上であり、かつ、営業利益が600億円以上である場合（(f)の場合を除く。）行使可能割合：50%
- (d) 総資産経常利益率および自己資本利益率のいずれも15%未満であり、かつ、営業利益が750億円以上である場合 行使可能割合：80%
- (e) 総資産経常利益率または自己資本利益率のいずれか一方が15%以上であり、かつ、営業利益が750億円以上である場合 行使可能割合：90%
- (f) 総資産経常利益率および自己資本利益率のいずれも15%以上であり、かつ、営業利益が750億円以上である場合 行使可能割合：100%

なお、上記における条件の判定に際しては、適用される会計基準の変更や当社の業績に多大な影響を及ぼす企業買収等の事象が発生し当社の連結損益計算書および連結貸借対照表に記載された実績数値で判定を行うことが適切ではないと取締役会が判断した場合には、当社は合理的な範囲内で当該企業買収等の影響を排除し、判定に使用する実績数値の調整を行うことができるものとする。また、当該連結損益計算書に本新株予約権にかかる株式報酬費用が計上されている場合には、これによる影響を排除した株式報酬費用控除前営業利益をもって判定するものとする。

- 2) 新株予約権者は、(i)当社もしくは当社の関係会社の就業規則その他の社内諸規則等に違反し、または、社会、当社もしくは当社の関係会社に対する背信行為があった場合において、これにより懲戒解雇、辞職もしくは辞任した場合、または(ii)当社もしくは当社の関係会社に対して損害もしくはそのおそれをもたらした場合その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと取締役会が認めた場合、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 3) 新株予約権者に相続が発生した場合、新株予約権者の法定相続人（ただし、法定相続人が複数いる場合には、遺産分割または法定相続人全員の合意により新株予約権を取得すると定められた1名に限られる。）は、行使期間において、当該本新株予約権を行使することができるものとする。
- 4) 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできない。
- 5) 各本新株予約権1個未満の行使を行うことはできない。

内部統制システム整備の基本方針

[コーポレートガバナンス体制]



(2022年8月31日現在)

当社の内部統制システム基本方針として取締役会にて決議をした事項は次のとおりです。

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・方針

- (1) 取締役会は、法令・定款が定める取締役会で決議すべき事項のほか、社内規程にて取締役会で決議すべき重要な経営に関わる事項及び各会議体で決議すべき事項を定めることとし、これらに従い取締役会及び各会議体において総合的に検討して意思決定することとします。
- (2) 当社から独立した社外取締役及び社外監査役を選任し、十分な監督体制を設けることとします。各種専門的な分野における委員会を設置し、適切に審議することとします。
- (3) コンプライアンス活動及びリスク管理をより実効的にするため、重要な課題を「コンプライアンス・リスク管理委員会」で適切に審議することとします。
- (4) 倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、取締役はこれを遵守するよう徹底することとします。
- (5) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して、弁護士や警察等と連携できる体制を構築し、毅然とした姿勢で組織的に対応することとします。

・運用状況の概要

- (1) 社内規程にて取締役会又は各会議体で決議すべき事項を規定した規程に基づき、総合的に検討して意思決定をしております。
- (2) 当社は、独立した3名の社外取締役及び2名の社外監査役を選任し、取締役会の監督機能を確保しております。また、それぞれの独立した社外取締役及び社外監査役は、独立した立場から活発に意見を述べております。
- (3) 各種委員会は定期的開催され、取締役、執行役員、部門長をメンバーとして、問題点の把握及び改善を迅速かつ具体的に進めております。また、「指名諮問委員会」及び「報酬諮問委員会」を設置し、各々社外取締役を委員長として、役員人事及び役員報酬の決定の透明性・公平性を確保しております。
- (4) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」は年4回以上開催され、コンプライアンス及びリスクに関する情報を収集したうえで重要な課題を審議し、取締役会に報告しております。また、当社が置かれた状況及び社会的な背景に鑑みて改善すべき課題を随時認識し、情報の収集体制及び取締役会への報告内容の改善に取り組んでおります。
- (5) 「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- (6) 当社は、市民生活の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対応するために、弁護士や警察等と、定期的に情報交換を行うなどの連携を行っております。

2. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

・方針

- (1) 意思決定の際には損失の危険（リスク）について適切に分析を行い、メリット・デメリットを含めて総合的に検討を行い意思決定するものとします。
- (2) 体系的なリスク管理を行うための関係規程を定め、損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止を図ることとします。
- (3) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」にて損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、総合的に当社が置かれた状況、及び社会的な背景を鑑みたくうえて、課題を定め、対応を検討し、モニタリングをすることとします。
- (4) 損失の危険（リスク）を総合的に把握するための情報収集スキーム及び報告ルール等を整備することとします。
- (5) 各種専門的な分野における委員会を設置し、それぞれの分野における損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、及び再発の防止について、適切に審議することとします。

・運用状況の概要

- (1) 稟議決裁において、資料にメリット・デメリットの情報を整理して記載することとして損失の危険（リスク）を含めて把握し、総合的に意思決定を行っております。
- (2) 取締役会においては、独立した社外取締役及び社外監査役から損失の危険（リスク）の面からの質問も活発にされ、総合的な検討のもと、意思決定をしております。
- (3) 体系的なリスク管理を行うため、「リスクマネジメント規程」を整備し、損失の危険（リスク）の予防、発生時の対応、再発防止を図っております。
- (4) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」では、想定される、損失の危険（リスク）に関して各部門が認識し対応を把握するため、「リスク管理一覧表」を作成し、当社の業務マニュアルと連動させることにより具体的対応の周知、徹底を図っております。また、各部門は損失の危険（リスク）に関する事項について、定期的に見直しを行い、この「リスク管理一覧表」を更新しております。
- (5) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」を年4回以上開催して、その際に課題を定め、対応を討議し、さらに対応状況をモニタリングしており、その結果については、定期的に取り締役に報告しております。
- (6) 総合的に損失の危険（リスク）に関する情報を収集するための報告窓口を整備し、情報の収集をしております。
- (7) 各種専門的な分野における委員会は定期的で開催され、特に当社の最も重要な経営資源である商品の品質に関しては、より一層の品質管理向上を目指して「品質向上委員会」にて様々な角度から討議しております。

3. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

・方針

- (1) 中期の計画及び年度ごとの会社方針を策定し、各部門における方針を迅速かつ統一的に策定できるようにすることとします。
- (2) 職務の執行が効率的に行われるよう、各部門及び現場の情報が迅速かつ適切に経営陣全体で共有できるような体制とすることとします。
- (3) 経営陣による意思決定又は各部門により実施される各施策が現場を含めた全社的に効率的に伝わるような体制とすることとします。
- (4) 業務を標準化するための業務マニュアルを中期的に定着させることにより、役割分担、意思決定、業務の簡素化及び効率化を図ることとします。
- (5) 各部門又は各機能における業務執行の責任者を定め、権限の委譲、階層の簡素化を図ることとします。

・運用状況の概要

- (1) 「中期経営計画」を策定し、かつ年度ごとの計画を策定しており、各部門は「部門政策」において、当該計画を踏まえ、各部門の方針を策定しております。
- (2) 経営陣は、法定の会議体のほか、経営諮問委員会、営業会議等の定期的な開催により、月次・週次・日次で、各部門の情報を共有しており、各部門間においても情報を共有しております。
- (3) 前項の会議体による情報の伝達のほか、現場を含め全社的に各施策、指示及び情報を伝達するための社内インフラを整備しております。さらに、当社において重要な位置づけにある店舗においても、システム化された「業務連絡」として機能しております。
- (4) 業務マニュアルを「業務基準書」として定着させており、必要に応じて随時更新され、そのなかで役割分担等が定められ、業務を標準化し、効率化しております。
- (5) 業務執行の迅速化のため、執行役員制度を採用し、権限を付与し、迅速な意思決定及び業務執行の効率化を図っております。

4. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

・方針

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報は、関係規程を定め、その関係規程及び法令に基づき、各担当部署に適切に保存及び管理することとします。

・運用状況の概要

- (1) 関係規程及び法令に基づき、各担当部門において、取締役の職務の執行に必要な会議体資料や議事録等の情報を適切に保存及び管理しており、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧できるようにしております。また、情報セキュリティについては「グローバル情報セキュリティポリシー」に従って管理しておりますが、技術水準の動向に留意しながら、必要に応じて見直しを行っております。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

・方針

- (1) 社内規程にて使用人が遵守すべき事項を定めることとし、これらに従い使用人が職務を執行することを徹底することとします。
- (2) 倫理・法令遵守に係る概括的な規定として行動指針を整備し、使用人はこれを遵守するよう徹底することとします。
- (3) 使用人が留意すべき事項について、研修及び勉強会をとおして学ぶ機会を設けることとします。
- (4) コンプライアンスに関わる問題に関して、使用人が通報・相談できる窓口を設置し、問題の発見、予防を図ることとします。
- (5) 法令、定款、社内規程、及び当社が定める業務マニュアルである「業務基準書」を遵守させるため、監査を行うこととします。

・運用状況の概要

- (1) 「社員就業規則」「賞罰規程」「個人情報保護基本規程」等にて、使用人が遵守すべき事項を定め、使用人が常時閲覧できるよう社内インフラに掲示しております。また、使用人が携帯すべき冊子において、当社において遵守すべき事項を掲載しております。
- (2) 「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を定め、社内のインフラに掲載するとともに、取締役、監査役、執行役員、使用人に配布する冊子にも併せて掲載しております。
- (3) 個人情報についてのEラーニング、店長研修等を実施し、使用人が留意すべき事項について学ぶ機会を設けております。
- (4) 通報・相談できる窓口として「良品計画グループヘルプライン」を社内及び社外に設置し、社外の窓口については、弁護士がこれにあたっております。
- (5) 定期的に監査を実施し、取締役会に報告しております。また、当該監査において発見された問題については、改善に着手しております。

6. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

・方針

- (1) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当該株式会社への報告に関する体制
子会社の経営上の重要事項に関しては、子会社に関する規程において定め、事前承認又は当社に報告を求めるとともに、案件によっては当社の会議体、その他の決裁の場において審議することとします。
- (2) 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
子会社の損失の危険（リスク）の管理に関しては、子会社に対しても当社と同様の取り組みを推進し、損失の危険（リスク）について迅速に当社に報告できる体制を整備することとします。
- (3) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
子会社の取締役に対して、職務の執行が効率的に行われるよう、中期計画、年度計画の策定、現場の情報の共有、意思決定の伝達体制、及び業務マニュアルの整備を求めるとします。
- (4) 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
子会社における職務の執行に関する規程を整備し、問題が発生した場合の通報窓口を設置することとします。また、子会社に対してコンプライアンスを求めるとします。

・運用状況の概要

- (1) 子会社の経営上の重要事項については、「関係会社管理規程」「業務決裁規程」等の子会社に関する規程を整備しております。当該規程に基づいて、子会社を指導し、子会社の経営上の重要事項について当社にて審議・決裁をしております。
- (2) 子会社の損失の危険（リスク）の管理に関して、当社は「良品計画グループリスクマネジメント規程」を定めており、当該規程に基づいて、子会社においても同様の取り組みを行うよう推進しております。また、損失の危険（リスク）が発生した場合、又はそのおそれがある場合に迅速に当社に報告できるよう、24時間報告を受けられる窓口を設置しております。
- (3) 子会社において、中期計画、年度計画が策定され、業務マニュアルの整備を進めており、必要に応じて見直しております。また、現場の情報が共有され当社に報告されております。
- (4) 子会社にも適用される「良品計画グループコンプライアンス行動指針」を整備し、子会社に対しても周知し、指導をしております。また、子会社も対象となる通報窓口である「良品計画グループヘルプライン」を設置するとともに、子会社に問題があった際に24時間受けられる報告窓口も設置しております。
子会社からは定期的にその状況が取締役に報告され、適宜適切に取締役会において指導しております。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、当該使用人の取締役からの独立性に関する体制及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する体制

・方針

- (1) 内部監査部門は、監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助することとします。また、内部監査部門所属の使用人が監査役の求め又は指示により監査役の職務の遂行を補助する際に、取締役は一切不当な制約をしてはならないものとします。

・運用状況の概要

- (1) 内部監査部門には、専任の使用人を数名配置しております。また、取締役は、内部監査部門が監査役の職務の遂行を補助する際には、一切不当な制約をしておりません。

8. 監査役への報告に関する体制及び当該報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

・方針

- (1) 取締役又は使用人は、監査役の求めに応じて会社経営及び事業運営上の重要事項並びに業務執行の状況及び結果について監査役に報告するものとします。この重要事項には、コンプライアンスに関する事項及びリスクに関する事項、その他内部統制に関する事項を含みます。
- (2) 監査役に報告をした者について、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けることがないこととします。

・運用状況の概要

- (1) 監査役は、定期的に、必要と考える取締役、執行役員又は使用人を監査役会に参加させ、報告をさせております。また、監査役は、必要に応じて部門の方針を策定する会議を含め、各会議体に出席しております。
- (2) 監査役に上記の報告をする者は、当該報告内容について、他の取締役、執行役員又は使用人から、一切の制約を受けておりません。また、各関係規程において、監査役に報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを定めており、現に、かかる取扱いを受けたという事実はありません。

9. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に関する方針に関する事項

・方針

- (1) 監査役職務の執行に必要な費用については、監査役が必要と考える金額を予算とするとともに、想定していなかった事由のために必要となった費用についても、当社が負担するものとします。

・運用状況の概要

- (1) 監査役職務の執行に必要な費用については、出張旅費、書籍代、調査費、その他の必要な費用について、当社が負担することとしております。

10. その他、監査役の監査が、実効的に行われることを確保するための体制

・方針

- (1) 経営の最高責任者と監査役が定期的に課題について協議し、意思疎通を図る機会を設けるものとします。
- (2) 会計監査人と監査役が連携できる体制とします。
- (3) 監査役の求めに応じて各会議体に出席し、各課題の検討・討議・意思決定に影響を与えることができる体制とします。

・運用状況の概要

- (1) 代表取締役社長と監査役は、定期的な意見交換会を行っており、経営上の課題、会社を取り巻く損失の危険（リスク）、及び監査上の重要課題について意思疎通を図っております。
- (2) 監査役は、会計監査人から定期的に会計監査の方法と結果等について報告を受けるほか、随時会計監査人及び内部監査部門と情報の共有を行っております。
- (3) 監査役は、法定会議のほか、「コンプライアンス・リスク管理委員会」等の委員会、その他、社内の会議に必要な応じて適宜出席し、意見を述べております。

以上

本事業報告に記載の金額は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本					株主資本合計	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式			
2021年9月1日首残高	6,766	27,922	205,995	△30,973		209,709	
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当			△11,018			△11,018	
親会社株主に帰属する当期純利益			24,558			24,558	
自己株式の取得				△2,550		△2,550	
自己株式の処分		1,679		2,442		4,121	
株式報酬取引による減少		△15				△15	
株主資本以外の項目の							
連結会計年度中の変動額（純額）							
連結会計年度中の変動額合計	—	1,664	13,539	△108		15,095	
2022年8月31日期末残高	6,766	29,586	219,534	△31,082		224,805	
	その他の包括利益累計額						
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	その他の包括 利益累計額合計	新株予約権	非支配株主 持分	純資産合計
2021年9月1日首残高	2,325	485	△324	2,487	605	2,068	214,871
連結会計年度中の変動額							
剰余金の配当							△11,018
親会社株主に帰属する当期純利益							24,558
自己株式の取得							△2,550
自己株式の処分							4,121
株式報酬取引による減少							△15
株主資本以外の項目の							
連結会計年度中の変動額（純額）	△16	7,091	7,187	14,262	59	563	14,885
連結会計年度中の変動額合計	△16	7,091	7,187	14,262	59	563	29,981
2022年8月31日期末残高	2,309	7,577	6,863	16,750	664	2,632	244,852

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数

28社

連結子会社の名称

RYOHIN KEIKAKU EUROPE LTD.
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.
株式会社MUJI HOUSE
MUJI (HONG KONG) CO., LTD.
MUJI (SINGAPORE) PRIVATE LTD.
MUJI ITALIA S.p.A.
MUJI Korea Co., Ltd.
無印良品（上海）商業有限公司
MUJI Deutschland GmbH
MUJI Global Sourcing Private Limited
MUJI U.S.A. Limited
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED
愛姆吉斯（上海）貿易有限公司
MUJI (MALAYSIA) SDN.BHD.
MUJI Retail (Thailand) Co., Ltd.
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD
台湾無印良品股份有限公司
MUJI CANADA LIMITED
MUJI SPAIN, S.L.
MUJI PORTUGAL, LDA
Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limited
MUJI Sweden Aktiebolag
MUJI Switzerland AG
MUJI Finland Oy
MUJI Denmark ApS
MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY
MUJI PHILIPPINES CORP.
MUJI GLOBAL SOURCING VIETNAM COMPANY LIMITED

非連結子会社はありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した関連会社はありません。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Ryohin-Keikaku Reliance India Private Limitedの決算日は3月31日、無印良品（上海）商業有限公司、愛姆吉斯（上海）貿易有限公司、MUJI RETAIL (VIETNAM) LIMITED LIABILITY COMPANY及びMUJI GLOBAL SOURCING VIETNAM COMPANY LIMITEDの決算日は12月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、これらの会社については、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表を使用しております。

上記以外の連結子会社の決算日は連結決算日と一致しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

ロ. 棚卸資産

商品

主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

貯蔵品

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ. デリバティブ

時価法

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。なお、国内法人は、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年～10年）に基づく定額法によっております。

ハ. リース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

ニ. 使用权資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上方法

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 賞与引当金

連結子会社においては、従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度における支給見込額に基づき計上しております。

ニ. 役員退職慰労引当金

連結子会社においては役員の退職により支給する退職慰労金に充てるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

なお、当社は2004年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。

また、2017年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。

ホ. 株式給付引当金

従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。

④ 重要な収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社グループは主に衣服・雑貨、生活雑貨、食品を販売する事業をグローバルに展開しており、通常、以下の時点で顧客が商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。

イ. 店舗販売

店舗販売は顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

ロ. オンライン販売及び卸売販売

オンライン販売及び卸売販売は出荷から一定の日数以内に顧客へ到着するものと想定し、みなし納品時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

⑤ 重要なヘッジ会計の方法

イ. ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。

ロ. ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段

為替予約

ヘッジ対象

外貨建債権取引、外貨建債務取引及びそれらの予定取引

ハ. ヘッジ方針

為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

ニ. ヘッジ有効性評価の方法

為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

⑥ のれんの償却方法及び償却期間

のれんの効果がおよぶ20年以内の期間にわたり、定額法で償却しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当額を販売費及び一般管理費として計上してはりましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当連結会計年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当該会計方針の変更が連結計算書類に与える影響は軽微であります。また、利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行っております。

なお、この変更による連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(連結損益計算書)

これまで区分掲記しておりました「売上高」と「営業収入」について「営業収益」として一括表示し、また「売上原価」は「営業原価」として表示し、並びに「売上総利益」は非表示とする方法に変更しております。これは新たな中期経営計画に沿い、今後の収益多様化を見据え事業運営の実態をより適切に表示するために行うものであります。また、「特別利益」の「その他」に含めておりました「リース条件変更利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より独立掲記することとしました。この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結損益計算書において、「売上高」と「営業収入」として表示されていた452,335百万円と1,354百万円は「営業収益」として一括表示し、また「売上原価」として表示されていた231,355百万円は「営業原価」として表示し、並びに「売上総利益」として表示されていた220,980百万円は非表示としています。また、「特別利益」の「その他」に表示していた9百万円は「リース条件変更利益」として組み替えております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
有形固定資産	73,082
無形固定資産	29,627
減損損失	2,240

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、店舗の減損の兆候を把握するにあたり、資産のグルーピングを主に店舗単位で行っており、各店舗の営業損益が継続してマイナスとなる場合等に、減損の兆候があると判断しております。

各店舗の回収可能価額は使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額であり、各店舗の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合に、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、減損損失を測定しております。

使用価値の見積りに使用された主な仮定は、将来キャッシュ・フローの基礎となる事業計画における売上高と割引率であり、各店舗の将来キャッシュ・フローを割引率で割引いて算定しております。また、正味売却価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

使用価値及び正味売却価額の算定にあたっては、決算時点で入手可能な情報等に基づき合理的に判断しておりますが、市場動向の変化や新型コロナウイルス感染症の拡大による店舗の営業時間短縮及び臨時休業の措置を講じる場合など、将来の不確実な経営環境の変動等により利益計画の見直しが必要になった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

(商品の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

	金額 (百万円)
商品	129,202
上記の内、当社に係る商品	67,273
上記の内、無印良品(上海)商業有限公司に係る商品	31,602
棚卸資産評価損	92

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

商品の評価方法は、主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）によっており、期末における正味売却価額が取得原価よりも下落している場合、当該正味売却価額をもって貸借対照表価額としております。また、衣服・雑貨、生活雑貨など一部の商品については、期間の経過とともにその価値が低下するとの仮定に基づき、一定年数を経過した商品は、帳簿価額の全額について評価減を行っております。

なお、当社及び無印良品(上海)商業有限公司は商品の性質、過年度及び当連結会計年度の商品の販売実績や将来の販売計画に基づき、営業循環過程から外れたものとして、帳簿価額の切下げ対象とすべき商品を個々に選別していますが、市場動向の変化等により追加や見直しが必要となる可能性があり、営業循環過程にあるか否かの

判断は不確実性が伴います。

当該正味売却価額及び仮定について、市場動向の変化等により見直しが必要となった場合、翌連結会計年度の連結計算書類に影響を及ぼす可能性があります。

5. 追加情報

(海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度)

当社は、海外グループ会社の役職員に対する株式インセンティブ・プランとして、信託を用いた業績連動型株式報酬制度を導入しておりましたが、当制度は2022年1月31日に終了いたしました。なお、信託終了日を2032年1月末に変更し、信託に残存する自社の株式は株式給付信託(J-ESOP)に活用いたします。

(株式給付信託(J-ESOP))

当社は、高いレベルでコミットし挑戦する従業員に対して、オーナーシップと経営者意識を更に高めるために、「株式給付信託(J-ESOP)」(以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社及び三井住友信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。)を導入しています。

(1) 取引の概要

本制度は、米国のESOP(Employee Stock Ownership Plan)制度を参考にした信託型の従業員への福利厚生で、当社の従業員のうち一定の要件を満たした者に対して、当社株式を交付する仕組みであり、その概要は以下のとおりです。

当社は、従業員に対し個人の貢献度等に応じてポイントを付与し、一定の条件により受給権を取得したときに当該付与ポイントに相当する当社株式を給付します。従業員に対し給付する株式については、予め信託設定した金額により将来分も含め取得し、信託財産として分別管理するものとします。なお、本制度のみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約日は2021年6月11日であり、特定の終了期日は定めず、本制度が継続する限り本信託は継続します。また、三井住友信託銀行株式会社と締結する信託終了日は2032年1月末を予定しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

本信託に残存する当社株式を、本信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、前連結会計年度25,180百万円、11,231,200株、当連結会計年度26,024百万円、11,571,907株であります。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対して企業価値向上のインセンティブの付与と、株主としての資本参加促進を通じて従業員の勤労意欲を高め、当社の恒常的な発展を促すことを目的として「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」(以下「本プラン」といいます。)を導入しています。

(1) 取引の概要

本プランは、「良品計画社員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「良品計画社員持株会専用信託」(以下、「E-Ship信託」といいます。)を設定し、E-Ship信託は、今後約3年にわたり持株会が取得すると見込まれる規模の当社株式を、取引先金融機関からの借入金を原資として当社からの第三者割当によって予め取得します。その後

は、E-Ship信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点でE-Ship信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配されます。なお、本プランの信託契約日は2021年11月8日であり、信託の終了は2024年10月18日を予定しております。

(2) 信託に残存する自社の株式

E-Ship信託に残存する当社株式を、E-Ship信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度1,624百万円、762,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度1,906百万円

(新型コロナウイルス感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルスのワクチン接種の進展、移動制限の緩和等により、国・地域によりばらつきはあるものの、経済活動は緩やかに再開の動きが見られました。直近の売上も伸長しており、現時点での当社グループへの影響は限定的と仮定し、繰延税金資産の回収可能性、固定資産の減損損失、及び商品の評価等に関する会計上の見積りを行っております。

しかしながら、新型コロナウイルス感染拡大の完全収束には一定の期間を要すると考えられ、感染拡大の状況や経済環境への影響等が当該仮定と乖離する場合には、当社グループの財政状態、経営成績に影響を及ぼす可能性があります。

6. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

91,855百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式数及び自己株式数に関する事項

株式の種類		当連結会計年度 期首株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度 末株式数(株)
発行済株式数	普通株式	280,780,000	—	—	280,780,000
自己株式	普通株式	17,751,940	1,197,600	1,895,693	17,053,847

(注) (変動事由の概要)

- 当連結会計年度末の自己株式には、2021年5月26日取締役会において決議された「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社が所有する11,229千株及び、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式342千株及び、2021年11月8日に会社法第370条及び定款第24条(取締役会の決議の省略)による「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)」の導入に伴う野村信託銀行株式会社が所有する762千株が含まれております。
- 自己株式の株式数の減少のうち4千株は、新株予約権の行使によるものであります。なお、増加株式数及び減少株式数には当社が信託に売却し、またそれを一体で取り込んだ株式数1,197千株が含まれております。

(2) 配当に関する事項

① 配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2021年11月26日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,497百万円	20円	2021年 8月31日	2021年 11月29日
2022年4月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	5,521百万円	20円	2022年 2月28日	2022年 5月2日

(注1) 2021年11月26日の定時株主総会において決議された配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する12百万円及び、みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する224百万円が含まれております。

(注2) 2022年4月14日の取締役会において決議された配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する6百万円、みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する224百万円及び、野村信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する21百万円が含まれております。

- ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの
上記の事項について、次のとおり付議いたします。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2022年11月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	5,521百万円	20円	2022年 8月31日	2022年 11月24日

(注) 2022年11月23日の定時株主総会において決議予定の配当金の総額には三井住友信託銀行株式会社所有する当社株式に対する6百万円、みずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する224百万円及び、野村信託銀行株式会社が所有する当社株式に対する15百万円が含まれております。

(3) 新株予約権に関する事項

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
2005年4月6日	普通株式	14,000株
2005年6月15日	普通株式	18,000株
2006年7月12日	普通株式	7,000株
2006年7月12日	普通株式	4,000株
2007年7月19日	普通株式	13,000株
2008年7月17日	普通株式	33,000株
2009年7月28日	普通株式	58,000株
2010年7月26日	普通株式	60,000株
2011年6月16日	普通株式	68,000株
2012年6月28日	普通株式	63,000株
2013年6月27日	普通株式	37,000株
2014年6月19日	普通株式	29,000株
2015年6月11日	普通株式	26,000株
2016年6月23日	普通株式	20,000株
2017年6月22日	普通株式	26,000株
2018年6月21日	普通株式	21,000株
2019年7月4日	普通株式	68,000株
2020年7月9日	普通株式	36,300株
2021年1月7日	普通株式	49,800株
2022年1月19日	普通株式	474,500株
合 計		1,125,600株

(注) 上記新株予約権の目的となる株式の数は、2019年9月1日付で実施された株式分割（1：10）後の数値を記載しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性かつ流動性の高い金融商品に限定し、資金調達については、設備投資計画に照らして必要な資金を銀行から調達しております。デリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、未収入金は主に取引先に預託しているものであり、預託先の信用リスクに晒されております。また一部海外事業を行うにあたり生じる外貨建て営業債権は、為替の変動リスクに晒されております。

投資有価証券は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づき差し入れたものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金並びに未払費用は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。その一部には外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されております。

未払法人税等は、法人税、住民税及び事業税に係る債務であり、すべて1年以内に納付期日が到来いたします。

借入金は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。

リース債務は、主に店舗の出店の際に締結した賃貸借契約に基づくものであり、一部は変動金利となるため、金利の変動リスクにさらされております。

デリバティブ取引は、外貨建て取引に係る為替の変動リスクを低減するために利用している先物為替予約であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項

⑤重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金並びに敷金及び保証金については、与信管理規程に従い、担当部門が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引については、取引相手先を高格付けを有する金融機関に限定しているため、信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

商品等の輸出入に伴う外貨建て取引については、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して、一部先物為替予約を利用してリスクの低減に努めております。

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、デリバティブ管理規程に従い、ポジション枠を設けて運用にあたり、グループ取引の状況については、半期ごとに取締役会に報告しております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告等に基づき担当部署が資金繰りを勘案するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年8月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。また、現金及び預金、受取手形及び売掛金、未収入金、買掛金、未払金、短期借入金、未払費用、未払法人税等は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 投資有価証券	4,573	4,573	—
(2) 敷金及び保証金	21,442	22,441	998
資産計	26,016	27,015	998
(1) 長期借入金 (1年以内返済予定の長期借入金含む)	34,138	33,930	△208
(2) リース債務 (1年以内返済予定のリース債務含む)	38,409	34,414	△3,995
負債計	72,548	68,344	△4,203
デリバティブ取引 (*)	14,171	14,171	—

(*) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

(3) 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券	4,573	—	—	4,573
デリバティブ取引	—	14,171	—	14,171
資産計	4,573	14,171	—	18,745

(2)時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
敷金及び保証金	—	22,441	—	22,441
資産計	—	22,441	—	22,441
長期借入金	—	33,930	—	33,930
リース債務	—	34,414	—	34,414
負債計	—	68,344	—	68,344

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

投資有価証券

株式は取引所の価格を用いて評価しており、上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レートの観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

敷金及び保証金

敷金及び保証金については償還予定時期を見積り、将来キャッシュ・フローを国債の利回り等、適切な指標で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金については、元利金の合計を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を同様の新規リース取引を行った場合に想定される利率で割引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に収益を分解した情報は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	報告セグメント				
	国内事業	東アジア 事業	東南アジア・オ セアニア事業	欧米事業	計
営業収益					
商品・製品売上高	306,147	138,905	21,952	26,686	493,692
営業収入	1,966	321	63	127	2,479
顧客との契約から生じ る収益	308,114	139,227	22,016	26,813	496,171
外部顧客への売上高	308,114	139,227	22,016	26,813	496,171

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記(4) 会計方針に関する事項 ④ 重要な収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高等 (単位：百万円)

	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権 (期首残高)	8,742
顧客との契約から生じた債権 (期末残高)	10,268
契約負債 (期首残高)	1,554
契約負債 (期末残高)	1,677

契約負債は、主に商品の引渡し前に顧客から受け取った対価に関するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩されます。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、1,231百万円であります。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社グループは、個別の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を使用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 915.93円
 (2) 1株当たり当期純利益 93.24円

- (注) 1. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社および三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が保有する当社株式を含めております。
2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数（自己株式控除後）に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社および三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社（良品計画社員持株会専用信託口）が保有する当社株式を含めております。

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

12. その他の注記

減損損失に関する注記

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産グループについて減損損失を計上いたしました。当社グループは、主に店舗を最小単位としてグルーピングしております。減損対象とした店舗については、本部経費等配賦後のキャッシュ・フローがマイナス又は一定水準に満たないため、特別損失として減損損失2,240百万円を計上しております。

回収可能価額は、使用価値又は正味売却価額のいずれか高い方の金額であり、使用価値は各店舗の将来キャッシュ・フローを割引率（7.54%～10.93%）で割引いて算定しております。また、正味売却価額は、資産グループの時価から処分費用見込額を控除して算定しております。

(単位：百万円)

会社名・場所	用途	種類	金額
RYOHIN KEIKAKU FRANCE S.A.S.他（欧州） フランス他	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	878
MUJI Korea Co., Ltd.他（東アジア） 韓国他	店舗	建物附属設備及び 使用権資産他	271
当社 京都府他	店舗	建物附属設備他	1,090
		計	2,240

株主資本等変動計算書

(2021年9月1日から2022年8月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金			利益剰余金合計
		圧縮積立金	別途積立金	繰越利益剰余金					
2021年9月1日期首残高	6,766	10,075	17,713	27,789	493	8	57,700	120,348	178,549
事業年度中の変動額									
任意積立金の積立						5		△5	—
剰余金の配当								△11,018	△11,018
当期純利益								17,892	17,892
自己株式の取得									
自己株式の処分				1,679	1,679				
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)									
事業年度中の変動額合計	—	—	1,679	1,679	—	5	—	6,867	6,873
2022年8月31日期末残高	6,766	10,075	19,393	29,468	493	13	57,700	127,216	185,423

	株主資本		評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計		
2021年9月1日期首残高	△30,973	182,131	2,325	485	2,811	605	185,547
事業年度中の変動額							
任意積立金の積立			—				—
剰余金の配当		△11,018					△11,018
当期純利益		17,892					17,892
自己株式の取得	△2,550	△2,550					△2,550
自己株式の処分	2,442	4,121					4,121
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額(純額)			△16	7,091	7,075	59	7,134
事業年度中の変動額合計	△108	8,444	△16	7,091	7,075	59	15,579
2022年8月31日期末残高	△31,082	190,575	2,309	7,577	9,886	664	201,127

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法

満期保有目的債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

② 棚卸資産

商品

総平均法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

貯蔵品

最終仕入原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定)

③ デリバティブ

時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法

なお、耐用年数及び残存価額については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

② 無形固定資産

定額法

但し、自社利用ソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年~10年)に基づく定額法によっております。

③ 長期前払費用

均等額償却

(3) 重要な引当金の計上方法

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

- ③ 役員退職慰労引当金
2004年5月より株式型の報酬制度を設け、従来の退職慰労金制度を廃止しております。
また、2017年4月より当社外国籍執行役員を対象に、金銭による株価連動報酬（ファントムストック）制度を設けており、株価に当社の定める一定の基準に従って算定された数を乗じた額を計上しております。
- ④ 株式給付引当金
従業員への当社株式の給付に備えるため、株式給付債務の見込額を計上しております。
- ⑤ 債務保証損失引当金
債務保証等に係る損失に備えるため、被保証先の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。
- ⑥ 関係会社事業損失引当金
関係会社の事業に係る損失に備えるため、関係会社の財政状態等を勘案し、損失見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

当社は主に衣服・雑貨、生活雑貨、食品を販売する事業をグローバルに展開しており、通常、以下の時点で顧客が商品に対する支配を獲得し履行義務が充足されると判断しております。

- ① 店舗販売
店舗販売は顧客へ商品を引渡した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。
- ② オンライン販売及び卸売販売
オンライン販売及び卸売販売は出荷から一定の日数以内に顧客へ到着するものと想定し、みなし納品時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。
- ③ 輸出版売
輸出版売は、貿易条件に基づき商品の船積みが完了した時点で履行義務が充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

(5) ヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法
繰延ヘッジ処理を採用しております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段
為替予約
ヘッジ対象
外貨建債権取引、外貨建債務取引及びそれらの予定取引
- ③ ヘッジ方針
為替の相場変動に伴うリスクの軽減を目的に通貨に係るものを対象としてデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法
為替相場の変動によるキャッシュ・フローの変動を完全に相殺するものと想定されるため、有効性の評価は省略しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより顧客への商品販売に伴い付与する自社ポイントについて、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、当該引当額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として認識し、収益の計上を繰り延べる方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の繰越利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用していません。

この結果、当該会計方針の変更が計算書類に与える影響は軽微であります。また、繰越利益剰余金の当期首残高への影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。

なお、この変更による計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(損益計算書)

これまで区分掲記しておりました「売上高」と「営業収入」について「営業収益」として一括表示し、また「売上原価」は「営業原価」として表示し、並びに「売上総利益」は非表示とする方法に変更しております。これは新たな中期経営計画に沿い、今後の収益多様化を見据え事業運営の実態をより適切に表示するために行うものであります。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の損益計算書の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の損益計算書において、「売上高」と「営業収入」として表示されていた334,762百万円と8,334百万円は「営業収益」として一括表示し、また「売上原価」として表示されていた194,413百万円は「営業原価」として表示し、並びに「売上総利益」として表示されていた140,349百万円は非表示としています。

4. 会計上の見積りに関する注記

(固定資産の減損)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額(百万円)
有形固定資産	28,460
無形固定資産	26,318
減損損失	1,090

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「【連結注記表】4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

(商品の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

	金額(百万円)
商品	67,274
棚卸資産評価損	95

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

「【連結注記表】4. 会計上の見積りに関する注記」の内容と同一であります。

5. 追加情報

(海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度)

海外グループの役職員に対する株式インセンティブ報酬制度に関する注記については、「【連結注記表】5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(株式給付信託(J-ESOP))

株式給付信託(J-ESOP)に関する注記については、「【連結注記表】5.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引(信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-SHIP))に関する注記については、「【連結注記表】5.追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

(新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積り)

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響に関する会計上の見積りに関する注記については、「【連結注記表】5. 追加情報」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。

6. 貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 32,950百万円
- (2) 関係会社に対する金銭債権債務
- 短期金銭債権 31,395百万円
- 短期金銭債務 68百万円
- (独立掲記しているものは除いております。)
- (3) 保証債務等残高 5,028百万円

会 社	内 容	金額(百万円)
MUJI Korea Co., Ltd.	銀行借入金に対する保証	3,788
MUJI U.S.A. Limited	家賃支払に対する保証	837
MUJI RETAIL (AUSTRALIA) PTY LTD	家賃支払に対する保証	163
MUJI ITALIA S.p.A.	家賃支払に対する保証	138
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED	家賃支払・関税支払に対する保証	99

7. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

- ① 営業収益 64,507百万円
- ② 仕入高 50百万円
- ③ その他営業取引高 491百万円
- ④ 営業取引以外の取引高 6,284百万円

8. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数

自 己 株 式	当事業年度 期首株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末株式 数(株)
普 通 株 式	17,751,940	1,197,600	1,895,693	17,053,847

(注) (変動事由の概要)

1. 当事業年度末の自己株式には、2021年5月26日取締役会において決議された「株式給付信託（J-ESOP）」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社が所有する当社株式11,229千株及び、三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式342千株及び、2021年11月8日に会社法第370条及び定款第24条（取締役会の決議の省略）による「信託型従業員持株インセンティブ・プラン（E-Ship）」の導入に伴う野村信託銀行株式会社が所有する762千株が含まれております。
2. 自己株式の株式数の減少のうち4千株は、新株予約権の行使によるものであります。なお、増加株式数及び減少株式数には、当社が信託に売却し、またそれを一体で取り込んだ株式数1,197千株が含まれております。

9. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因は、貸倒引当金、関係会社株式評価損、減価償却超過額であり、繰延税金資産から控除した評価性引当額は5,977百万円であります。

10. 関連当事者との取引に関する注記

関連会社等

種類	会社等の 名称	議決権 等の所有 割合	関連当事者 との関係	取引 内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	無印良品 (上海) 商業有限公司	100%	商品の供給 役員の兼務	商品売買 (注) 1	15,647	売掛金	2,854
子会社	台湾無印良品 股份有限公司	100%	商品の供給 役員の兼務	商品売買 (注) 1	9,251	売掛金	4,065
子会社	MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITED	66%	商品の供給 役員の兼務	商品売買 (注) 1 利息の受取 (注) 2	5,623 110	売掛金 関係会社 長期貸付金 未収利息	6,348 4,319 96

- (注) 1. 商品売買、ロイヤリティ等の受取の取引条件はグループ会社との間で同一の合理的な基準により決定しております。
2. 貸付金の利率は市場金利を勘案して決定しております。
MUJI EUROPE HOLDINGS LIMITEDに対する関係会社長期貸付金に対して4,319百万円、

未収利息に対して96百万円の貸倒引当金をそれぞれ計上しております。

11. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「1.重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

12. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	760.12円
(2) 1株当たり当期純利益	67.93円

(注) 1. 1株当たり純資産額は期末発行済株式数(自己株式控除後)に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社および三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が保有する当社株式を含めております。

2. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式数(自己株式控除後)に基づいて算定しております。なお、自己株式には「株式給付信託(J-ESOP)」の導入に伴うみずほ信託銀行株式会社および三井住友信託銀行株式会社が所有する当社株式ならびに野村信託銀行株式会社(良品計画社員持株会専用信託口)が保有する当社株式を含めております。

13. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

14. その他の注記

減損損失に関する注記

減損損失に関する注記については、「【連結注記表】12. その他の注記」に同一の内容を記載しておりますので、注記を省略しております。